

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第137号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月23日（日） 13時15分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市若松区妙見埼北西沖 妙見埼灯台から真方位318° 6.2海里付近（概位 北緯34° 00.8′ 東経130° 36.0′）	
事故等調査の経過	平成21年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{かすが} 春日丸、7.3トン FO2-6248（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート フィールソーグッド、5トン未満（登録長6.33m） 292-338275福岡、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷、操舵室右舷側に損傷	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、約10ノットの対地速力で自動操舵により南西進中、B船は、船長1人が乗船し、船首を西に向けて錨泊中、平成21年8月23日13時15分ごろ、妙見埼北西沖において、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、妙見埼北西沖において、前方の適切な見張りを行わなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、釣りをすることに気を取られ、周囲の適切な見張りを行わなかったことから、接近するA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、妙見埼北西沖において、A船が南西進中、B船が錨泊中、両船が適切な見張りを行わなかったため、A船が前路のB船に気付かず航行し、また、B船が接近するA船に気付かず釣りをを行い、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	